



保護者の皆様へ 部活動地域展開に向けて

R8.7月:砥部町教育委員会学校教育課

保護者の皆様へ①

部活動の地域展開にあたり、制度の構築に時間を要し、保護者の皆様への情報提供が遅れておりますことについて、まずはお詫びを申し上げます。生徒や保護者の皆様の不安を少しでも解消するため、今後は、町教育委員会としての方針やスケジュール、支援内容などの具体策について、順次提示してまいります。

改革実行期間となるこれからの6年間は、学校部活動が縮小され、新たな形態へと移る時期であり、活動形態によっては、参加費などの負担が生じることになりますが、**町教育委員会としても負担を最小限に留めるよう、可能な限りの支援**を行ってまいりますのでご理解とご協力をお願いします。

考え方を変えれば、一つの部活動に縛られることなく、例えば、平日はスポーツを、休日は文化芸術活動を楽しむなど、**これまでにない多様な選択肢と経験を得る機会**になるとも言えます。

町教育委員会としては、部活動の地域展開と並行して、中学生を対象とした様々な体験活動の充実を図ることで、**地域全体で子供たちを支えていく体制**の構築を図っていきます。

砥部町教育委員会

保護者の皆様へ②

保護者の皆様におかれましては、平素より、本町の教育行政及び町政運営に多大なるご理解とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

かつて、部活動は子どもたちが自由に選択し、活発に参加できる場でした。保護者の皆様の学生時代を振り返っても、多様な部活動が身近にあり、休日にも練習に打ち込めた思い出があることと思います。しかし現在、教職員の負担軽減をはじめとする課題から、全国的に地域移行へと舵が切られています。

都市部であれば受け皿となる団体やチームも充実していますが、本町のような地域では、指導体制や移動手段の確保など、多くの課題が立ちはだかっており、他自治体を見渡しても円滑に進んでいるとは言えない状況です。しかし、どのような状況であれ、大人の事情によって「**子どもたちのやりたいスポーツや文化・芸術活動ができない**」という事態を招くことは決してあってはなりません。



この度、砥部町教育委員会が、部活動の地域移行に関する新たな方針を策定しました。

砥部町と致しましても、この方針をスタートラインとして、「**子どもたちが自分のしたいスポーツや文化・芸術活動を自由に選べるまち**」を実現するため、**必要な人材と予算を惜しみなく投入していく決意**です。その具体策として、新たな補助制度の創設を進めてまいります。

子どもたちの未来を守るため、保護者の皆様、そして地域団体の皆様とともに、この課題に全力で取り組んでまいります。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

砥部町長 古谷 崇洋

1.部活動地域展開の背景

- **これまで部活動は**、中学生という多感な時期において、将来にわたりスポーツや文化・芸術活動に親しむための基盤をつくることなどを目的に、**学校が主体となり継続してきました。**
- しかしながら、その活動は、顧問となった教職員の献身的、奉仕的な勤務により成り立っており、長時間勤務や専門性の不足などが**教職員の大きな負担**となってきました。
- こうした状況を踏まえ、**文部科学省は**、教職員の負担軽減の一環として、**スポーツや文化活動の受け皿を、学校ではなく地域が担う体制**を構築するよう自治体に求めています。
- 砥部町教育委員会においても、令和7年度末に「砥部町部活動地域展開推進計画」を策定しており、**令和8年度から段階的に、学校部活動を地域に展開する**取り組みを進めていきます。

2.地域展開のスケジュール

- 砥部町部活動地域展開推進計画では、令和8年度からの6年間を『改革実行期間』と位置づけ、**8年度から10年度までの3年間「前期期間」に、原則すべての学校部活動の休日における地域展開の実現**を目指します。
- 前期期間中においては、活動の受け皿となる実施主体(地域クラブ)の設立を支援し、砥部町が認定した団体から順次部活動を地域に展開していきます。
- 令和8年度の総体終了後から、段階的に地域展開及び学校部活動の縮小を行い、**令和9年度の総体終了以降は、学校部活動による休日活動は原則廃止**となります。
- 後期期間(令和11年度～13年度)中には、平日を含む全ての学校部活動が廃止されます。
- 段階的な展開となるため、当面の間、部活動の形態は、**①認定地域クラブ(完全型)、②認定地域クラブ(休日型)、③町運営サークル、④現行部活動(縮小型)**に分類されることになります。

- これまで休日の活動を行ってきた部活動は、下表のイメージで段階的に地域展開を行いながら、休日活動を廃止することになります。
- 地域の受け皿や兼業兼職の許可を受け休日の指導継続を希望する教職員が確保できない部活動については、令和8年度の総体終了後から休日の活動頻度を減らしていき、令和9年度総体以降は休日の活動が廃止になります。
- 改革実行期間の前期期間となる令和10年度までは、地域展開等ができない場合も平日の活動は継続します。

令和8年度		令和9年度		令和10年度	
4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月
現行部活動	認定地域クラブ(完全型・休日型)or町運営サークル ※地域の受け皿や休日指導を希望する教職員が確保できた部活動から地域へ展開(平日の活動を受け入れる団体ができれば、学校部活動は原則廃止)				
	現行部活動(縮小型) ※R8総体終了後からR9総体までの間は、大会参加の精選と休日活動の頻度を減らし、活動を縮小				
		現行部活動(休日なし) ※R9総体終了後は、休日の活動を廃止(平日の活動は継続)			

3. 前期期間中の部活動の形態

(1) 認定地域クラブ(完全型)

- 役員や会費、指導体制などの規約を定めて活動する**地域の活動団体**で、砥部町教育委員会の認定を受け、**平日及び休日に中学生を受け入れる**形態です。現在のスポーツ少年団活動の中学生版のイメージです。
- サッカーなど、既に認定要件を満たすと考えられる団体もありますが、他の競技においても、地域クラブの設立を支援します。
- 学校活動とは別の活動になりますが、兼業兼職の許可を受けた教職員が認定地域クラブの指導者として関わることもあります。
- 認定地域クラブに加入する**生徒は、クラブに対し保険料や参加費**が必要となります。

(2) 認定地域クラブ(休日型)

- 規約に基づき役員や会費、指導体制などを定めた**地域の活動団体**で、砥部町の認定を受け、**休日に中学生を受け入れる**形態です。
- **平日は学校部活動**として行い、**休日のみ認定地域クラブで活動**します。
- 学校活動とは別の活動になりますが、兼業兼職の許可を受けた教職員が認定地域クラブの指導者として休日の活動に関わることもあります。
- 平日と休日で活動主体が異なることから、個々の生徒の状況などについて、学校と認定地域クラブが必要な連携を図ります。
- 認定地域クラブに加入する**生徒は、クラブに対し保険料や参加費**が必要となります。

(3) 町運営サークル

- 地域に受け皿となる団体がないが、**教職員が指導者として休日活動の継続を希望する場合、町教育委員会が実施主体となり生徒を受け入れる**形態です。
- **平日は学校部活動、休日は町が運営するサークル活動**となりますが、**顧問教諭が立場を変えて継続して関わる**こととなります。ただし、教職員の異動によって活動が継続できなくなる形態であり、前期期間における**暫定的な措置**になります。
- 町運営サークル活動に加入する**生徒は、町に対し保険料や参加費が必要**となります。

(4) 現行部活動(縮小型)

- 引き続き学校部活動を継続しますが、**8年度の総体以降は各種大会への参加を精選するとともに、休日活動の頻度を減らしていきます。**
- ただし、**令和9年度の総体終了をもって、休日の活動は廃止**となり、以降は平日のみの活動となります。

■運営形態別比較表 ※あくまで現時点の想定であり、参加費等は目安になります。

種別	認定地域クラブ (完全型)	認定地域クラブ (休日型)	町運営サークル	現行部活動 (縮小型)
平日の活動主体	認定地域クラブ	中学校	中学校	中学校
休日の活動主体	認定地域クラブ	認定地域クラブ	町教育委員会	なし(ただし、令和9年度総体 までは頻度を減らし継続)
学校(教職員)の関与	原則なし	平日は関与し、生徒の状況に ついてクラブと情報共有	平日と休日の活動において 教職員が立場を変えて指導	あり
参加費	5,000～10,000円程度	1,000～3,000円程度	1,000円程度	なし
保険加入の必要性	あり	あり	あり	なし
参加への支援(補助)	あり	あり	なし	なし
備考	令和13年度末までにすべての 活動を展開	令和10年度末までにすべての 活動を展開	令和13年度末までの暫定的 措置(教職員の異動状況等 によって廃止の可能性あり)	令和13年度末までに平日を 含め廃止

4.部活動地域展開に伴う支援

- **これまでの部活動は**、学校教育の一環として、参加費などは**原則無償**となっていました。
- しかしながら、活動の場を地域に求めるためには、活動を継続するための基盤が必要であり、指導者報酬をはじめとする運営経費に充てるため、**認定地域クラブや町運営サークルは参加費が必要**となります。
- 会費等の額については、それぞれの活動主体が独自に定めることとなりますが、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させる活動として、**可能な限り低廉な額**となるよう求めています。
- 活動の場を得られる対価としての会費等については、受益者負担が原則となりますが、改革実行期間においては、これまでの経緯を踏まえ、一定程度の公費負担が必要と考えており、**認定地域クラブ及び参加生徒に対する支援(補助制度)を行います**。
- 団体に対する補助により参加者に求める会費等の額を低廉化し、併せて参加者が支払う会費等についても補助を行うことで、**地域展開に伴い新たに発生することとなる保護者の費用負担を抑制**します。

5.Q&A

Q1.現在の部活動(競技)は維持されるの？

A1.令和8年6月1日現在、砥部中学校には10種の競技と3種の文化活動があります。これらの活動の受け皿となる地域団体の設立を支援していきますが、**同種の部活動すべてについて地域展開を保証するものではない**ため、改革実行期間内(13年度末まで)に地域団体ができない場合や、参加生徒が減少し活動が維持できない場合は、廃部となることがあります。

Q2.新しい活動(競技)はないの？

A2.現時点で中学校部活動の競技にないものでも、既に中学生を対象に活動している競技団体があります。例えば、サッカーについては、砥部中学校部活動にはありませんが、既存の団体が中学生を受け入れ活動しており、こうした団体が地域クラブとして砥部町の認定を受ければ、参加費に係る補助制度を活用できます。また、**今後新たな競技や文化活動を行う地域クラブの設立も支援していきます。**

Q3.学校部活動はいつまで続くの？

A3. 早ければ令和8年度中に認定地域クラブ(完全型)が設立され、年度内に移行(廃部)となる学校部活動もありえますが、当面の間は学校部活動は継続します。**ただし、令和9年度の総体以降は休日の部活動は廃止**され、改革実行期間の終期となる**13年度末までには平日を含むすべての学校部活動は廃止**されます。

Q4.認定地域クラブの活動場所は？

A4.現在の部活動から地域クラブ・町運営サークル活動へ移行する場合は、原則砥部中学校が活動場所になります。既に活動されている団体が地域クラブとして認定された場合は、現在の活動場所になるものと思います。認定地域クラブの活動については、砥部中学校をはじめ、公共施設の使用料は免除し、優先的に予約を受け付ける予定です。

Q5.地域クラブへの参加費はどの程度になるの？

A5.指導体制や競技ごとに係る経費の違いもあり、それぞれの地域クラブが独自で定めることとなりますが、砥部町が認定する要件の一つとして『**可能な限り低廉な価格とする**』よう求めることとしており、**認定地域クラブ(休日型)**の場合であれば**月額1,000円～3,000円程度**になるものと考えています。

Q6.町運営サークルへの参加費はどの程度になるの？

A6.現時点では確定していませんが、認定地域クラブとの均衡を図るため、**月額1,000円程度**を考えています。また、学校外の活動となるため、**保険料として年額800円程度を負担**していただくことになります。

Q7.参加費に対する補助制度は？

A7.具体的にはこれから決定していきますが、**認定地域クラブ参加費の半額程度の補助**を考えています。ただし、参加費が月額2,000円を超える場合を対象とし、休日型と完全型のそれぞれに補助対象限度額を設定します。なお、**町運営サークル活動については、補助対象外**となります。